

○大網白里市議会傍聴規則

昭和58年1月6日規則第1号

改正

平成21年11月5日議会規則第1号

平成24年12月28日規則第55号

令和8年3月4日議会規則第1号

大網白里市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は30人とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

(傍聴券等の交付)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第5条 傍聴券は、会議当日議会事務局所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴証)

第7条 傍聴証は、報道関係者及び大網白里市職員で議長が特に必要があると認めるものに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第9条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第10条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 地方自治法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和58年1月6日から施行する。

附 則 (平成21年11月5日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第55号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月4日議会規則第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。